

人事労務レポート

今回のテーマ

労働関係紛争解決制度

< あっせん手続きのしくみ >

発行元：社会保険労務士 山口事務所

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-26-5

金子ビル401

TEL：03-5775-0762 FAX：03-5775-0763

E-mail：h-yamaguchi@ys-office.co.jp

URL：http://www.ys-office.co.jp

近年、解雇や労働条件をめぐる労使間のトラブルが多発し、労働者が労働基準監督署（以下、労基署）へ駆け込むというケースが増えています。適正な労務管理を行っていれば、特に心配する必要もないのですが、労働者への対応が不十分で紛争にまで発展する事例も多くなってきています。今回は、労働関係紛争をテーマに取り上げ、紛争解決制度やあっせんのしくみを解説していきたいと思えます。

1. 労働関係紛争の現状

平成19年度、全国約300ヶ所の総合労働相談コーナーに寄せられた個別労働紛争に関する相談件数は、197,904件（前年度5.6%増）になりました。相談内容の内訳は、解雇が最も多く22.9%、いじめ・嫌がらせ12.5%、労働条件の引き下げ12.5%、退職勧奨7.7%、出向・配置転換3.6%と続いています。

都道府県労働局長による助言・指導申出受付件数は6,652件（15.5%増）、あっせん申請受理件数は7,146件（3.2%増）と、いずれも増加の一途をたどっています。

2. 紛争解決制度の内容

労働者が労基署へ駆け込み、その場で相談ののってもらったものの問題が解決されない場合、その後おもに2つの方法で問題解決が図られることになります。

都道府県労働局長による助言・指導

都道府県労働局の担当官が間にたつて、当事者（労働者・事業主）に対し、労働紛争の問題点を指摘し、解決に向けてアドバイスをを行います。なお、あくまでもアドバイスですので、助言・指導内容について実施義務は生じません。

あっせん

当事者と呼んで、その間に学識経験者である第三者が入り、双方の主張の要点を確かめ、当事者間の意見調整を行い、紛争の円満解決を図るしくみです。

なお、明らかな法違反事項については、別途労基署、職安による指導、監督等が行われます。

3. あっせんのしくみ

あっせん手続きの流れは以下のとおりです。

あっせん申請書の提出（労使いずれか、または双方）

あっせん期日の決定及び通知

あっせんの実施

双方の主張確認、必要に応じ参考人からの事情聴取、あっせん案の作成、紛争当事者への提示

あっせん案受諾、その他合意成立、または打ち切り

【ポイント】

・あっせんは原則として申請後1ヶ月以内に行われ、1日1回で終了します。申請に要する費用はかかりません。

・強制参加ではありません。参加を断ったことで罰せられることもありません。

・あっせんの合意内容としては、在職・復職によるものは少なく、金銭解決が多数を占めます。なお、受諾されたあっせん案は民法上の和解契約の効力をもつこととなります。

・あっせんにより合意しない場合は、裁判や他の機関等により問題解決が図られます。

4. あっせん事例（東京労働局HPより）

申請人である労働者は4月に入社して秘書の仕事をしていましたが、半年後上司から呼び出され、会社の業績が悪く、1ヶ月後の解雇を通告された。配置転換による雇用継続を求めたが拒否された。他の労働者が解雇されていないのに自分だけが対象になり、解雇理由には納得できず、「精神的苦痛及び経済的補償として慰謝料を求めるとして、あっせんに申請した。

事業主は、解雇理由である業績悪化について合理的な説明ができなかった。また、前任者の異動は認めたのに、申請人の配置転換を認めておらず、その理由も明らかなものが認められないことから、社会通念上理解されるものではない旨を指摘し、双方の歩み寄りを求めた。

事業主は解決金として20万円を支払うことで合意

5. まとめ

当然ながら、雇用契約書の締結、法令・就業規則に則った労務管理、指導履歴・人事評価の資料保存等を通じ、労働紛争を未然に防ぎ、また労働者との直接の対話を通じ、信頼関係を維持することが重要といえます。労働紛争に要する時間は、事業運営上、無駄としか言いようがありません。また、労基署に行きますよ、などと従業員に言われても慌てることなく、冷静に主張内容を検討し対応する必要があります。まずは当方にご連絡ください。

今月の主な労務関連手続き

給付関係書類は10月より社保事務所ではなく、全国健康保険協会にご提出ください（健保組合加入事業所は除く）。

コラム

私のねんきん特別便がやっと届きました。「社労士は後回しか？」などと考えてしまいました。特に問題はなく、ひと安心です。みなさんの元へは無事に届きましたか？10月中に年金加入者全員に送付される予定です。10月過ぎてもまだ届かないという人は住所登録が間違っているおそれがありますのでご連絡ください。【お知らせ】11/9（日）に慶応大学日吉校舎で年金相談会を行います。よろしければぜひお立ち寄りください。